

今後の農業政策のあり方検討について

平成21年12月
農水商工部

国の新たな食料・農業・農村基本計画の検討フレーム

(食料・農業・農村審議会資料での対比)

審議会企画部会 (21年10月)

新たな視点や主なポイント等

審議会企画部会 (21年1月)

食料の安定供給の確保

- 【食の安全と消費者の信頼の確保】
 - 食品の安全性の向上
 - 食品供給行程における取組の拡大 (GAP、HACCP、トレーサビリティの取組拡大)
 - 食品に対する消費者の信頼の確保 (加工食品の原料原産地表示の拡大)
 - 動植物輸入検疫・防除・防疫体制の強化
- 【農業の6次産業化を支える食と農の連携】
 - 食育、地産地消、農商工連携の推進
 - 食品産業の機能・体質強化、海外展開の推進
 - 食料自給率向上に向けた国民運動の展開
- 【国際的な食料需給のひっ迫要因の顕在化を踏まえた対応】
 - フードチェーンの各段階におけるリスクへの対応
 - 輸入食料の確保に向けた海外農業投資の促進
 - 世界の食料安全保障への貢献
 - 肥料の安定供給と効率的利用

農業の持続的発展

- 【販売価格と生産費の差額を基本とする所得補償の仕組みの創設】
- 【売れる農業・儲かる農業の推進】
 - 生産・加工・流通の一体化、生産性の向上
 - 販売価格の向上
 - 販売量の増大 (加工・業務用・輸出)
 - コストの縮減 (資材効率利用、流通コスト縮減)
- 【持続可能な農業生産を支える取組】
 - 環境保全型農業の推進
 - 地球温暖化対策や生物多様性保全に対応した農業生産の推進
- 【多様な農業経営体・農地の確保等を通じた生産性の向上】
 - 新規参入、就農の促進、多様な経営体の育成
 - 農業構造展望や経営展望の見直し
 - 農業主導の6次産業化
 - 新しい農地制度の着実な推進
 - 耕作放棄地発生抑制・解消に向けた取組推進
 - 農業生産基盤の整備

農村の振興

- 【農山漁村活性化ビジョンの策定(国段階)】
 - 他産業のノウハウや新技術との融合による地域イノベーションを誘発する新たな連携の推進
- 【2・3次産業との融合等による農村の6次産業化】
 - 地域内発型地場産業の振興
 - 就業機会の拡大
 - 再生可能エネルギーの活用
 - 都市と農村の新たな交流の促進
 - 都市農業の振興、市民農園の促進
- 【集落機能維持と多様な地域資源・環境の保全】
 - 生活支援、環境保全等に取り組む法人を支援
 - 中山間地域等直接支払制度の継続・拡充
 - 農地・水・環境保全向上対策の検証
 - 集落基盤の整備、災害に強い農村づくり
 - 秩序ある土地利用の推進
 - 鳥獣被害対策の推進

横断的事項

- 技術の革新的な向上
- 農を中心とする多様な連携軸の構築

食料自給率目標

- 具体的目標の設定
- 指標性を高める補完的指標の整備

国民生活の基礎である食料の安定供給の確保

- 【食の安全と消費者の信頼の確保】
 - 生産から消費までの安全の確保
 - 自由な食品選択に資する知識や表示などの情報提供
- 【栄養バランスのとれた我が国の食生活の維持・継承】
 - 食育、地産地消の推進
- 【消費者と直接関わる食品産業の振興】
 - 食品産業と農業の連携、国産の活用促進
 - 食品の無駄の抑制、リサイクル
- 【不測時も安心できる食料安全保障の確立】
 - 食料、エネルギー生産資材の安定的確保
 - 世界の食料生産促進に貢献する国際協力

国民の食料供給を担う農業の持続的発展

- 【水田フル活用など新たな農業の展開、輸出の促進】
 - 戦略作物の増産と食料自給力の向上
 - 加工や業務用向けの国産シェアの回復
 - 高品質な農産物や食品の輸出
- 【高品質な農産物を効率的に生み出す高度な技術の開発・普及】
 - 省エネ、生産性向上等のための技術確立等
 - 知的財産対策の充実
- 【農業の自然循環機能の一層の向上】
 - 環境保全を一層重視した農業生産の推進
 - 未利用資源の有効活用
- 【元気な担い手の育成・確保と経営の発展、多様な経営体の参画】
 - 担い手像の一層の明確化と総合的な支援
 - 多様な経営体、事業者の農業への参画
 - 若者の就農促進、離職者や失業者等の雇用
- 【農地の最大限の確保と有効利用】
 - 面的集積等による農地の最大限の有効活用
 - 農地資源等の確保維持、耕作放棄地の解消
- 【生産性を向上させる生産基盤の整備】
 - 用排水システムなどの整備、維持管理
 - 基盤整備と農地の集団化や利用集積

地域に雇用とにぎわいを生み出す農村の振興

- 【農業が循環型産業である特色を活かした地域フロンティア産業の確立】
 - 廃棄物、未利用資源を活用する農業の展開
 - 農を軸にした資源総合産業の確立
- 【地域に雇用と活力を与える農村経済の活性化】
 - 農商工連携や地産地消等による経済の活性化
 - 屋上農園や植物工場など農業生産の場の拡大
- 【農村集落・中山間地域等の維持・再生】
 - 地域が維持されるための支援体制の確立
 - 鳥獣害への対応等地域資源の適切な保全管理
- 【やすらぎをもたらす良好な農村環境の保全・形成、多面的機能の発揮】
 - 農村の計画的な土地利用
 - 生活インフラを含む農村環境の整備

GAP、HACCP、原料原産地表示等の食の信頼に関する取組を強調

食育地産地消や食品産業振興等を農業の6次産業化につなげる取組として明確化

食料安全保障を国家戦略として明確に位置づけることを検討するなど、国内自給の重要性を強調

米、麦、大豆等の主要農産物の生産者に戸別所得補償する制度の新たな導入

○生産・加工・流通の一体化等による付加価値向上、ニーズに即応した販売価格向上など、市場対応を重視
○米生産調整については、戸別所得補償制度と併せてあり方を検討

環境保全型農業への転換促進のための農業者に対するメリット措置の検討

○意欲的に農業に取り組む経営体を対象に、経営体質強化を柱とした施策を集中化
○野菜、畜産等の品目別経営安定対策の検討
○家族経営、集落営農、法人経営など多様な農業経営体の確保・育成策を検討
○農業の6次産業化への取組を支援(規模拡大もこの取組として整理)

基本計画の閣議決定に併せて、農山漁村活性化ビジョンを策定することを検討

「他産業ノウハウの活用による地域イノベーション誘発」と「地域資源の活用と連携を軸とした地域の活性化」を強調

生活支援サービス、環境保全活動、地域資源を活用した就業機会確保等に一体的に取り組む「地域マネジメント法人」の育成・支援を強調

○具体的な食料自給率の目標水準を設定
○自給率の向上は、様々な農業政策を通じた結果として自給率が向上するとの位置づけで整理
○従来以上に生産額ベース自給率の普及を促進

国民生活の安心につながる食料自給力・食料自給率の確保

これまでの農業政策の成果の検証と課題について

	主な政策	これまでの成果	残された課題など	対応方向
水田農業	<ul style="list-style-type: none"> ●米の生産調整と転作作物の振興 (S40年代～) ●転作対応のための集団麦作等集落営農の促進 ●経営所得安定対策(H19～) ●食料自給率50%に向けた「水田フル活用」の促進(H20～) 	<ul style="list-style-type: none"> ●早場コシヒカリの産地として、一定の地位を確立 ●集団麦作等の営農手法を確立 ●地産地消と連動した積極的な商品開発による実需確保 ・麦作集団数: 547、全国7位の小麦栽培 	<ul style="list-style-type: none"> ◆米の産地間・銘柄間競争の激化 ◆高齢化に伴う営農継続への不安 ◆不作付け地や耕作放棄地の増加 	<p>耕地の8割弱を占める水田で安定的な経営が展開され、かつ、水田が最大限に利用されることが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県産米の強み(早場、良食味、値頃感)を生かした、需要に応じた主食用米の生産 ●麦、大豆の生産拡大や、新規需要米(米粉やエサ米など)の導入による水田の高度利用 ●集落合意に基づく担い手への農地集積 ●安全・安心農業の定着
園芸・畜産	<ul style="list-style-type: none"> ●野菜指定産地制度による産地育成と価格安定制度(S40年代～) ●大規模園地造成(S40年代～)、みかん園転事業(S50年代～) ●構造改善事業等による規模拡大(S30年代～) ●畜産環境対策(S50年代～) ●三重ブランド、地産地消運動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●かんきつ・茶・花木等の主産地形成 ●トマト・いちご等地域に根ざした園芸産地の育成 ●施設園芸、畜産経営の自立的経営農家の育成 ●みえの安心食材等の普及推進 	<ul style="list-style-type: none"> ◆主産地の競争力の低下 ◆高齢化による産地活力の減退 ◆農産物価格低迷や資材高騰などの経営環境の変化 	<p>地域において多様な農業生産に取り組まれるとともに、所得拡大に向けた高付加価値化の取組が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産地再生戦略の構築と実践による、リーディング産地の確立 ●新たなビジネス展開の拡大 ●地域の実情を踏まえた、適量多品目の地産地消型産地の確立とサプライチェーンの構築 ●安全・安心農業の定着
担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> ●農業経営基盤強化法による認定農業者制度(H5～) ●新規就農者の確保(後継者育成基金、就農等に係る制度融資) ●経営所得安定対策(H19～) ●米・麦・大豆等を中心とする水田営農システムの確立促進(H19～) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域営農の核となる自立的経営体の明確化と、農家のプロ意識の醸成 ●土地利用型農業での集落等を基礎とした水田営農システムづくりの展開 ・認定農業者数: 2,192戸 ・新規就農者確保: 約700名/過去10年間 ・集落営農組織: 185組織(296集落) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆担い手の高齢化や不足 ◆新規就農・就業者の不足 ◆新規参入の受入態勢整備の遅れ 	<p>県農業を支える効率的かつ安定的な経営体を確保するとともに、新規就農等の受入体制の整備が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●効率的かつ安定的な経営体とこれを補完する地域担い手により、県農業の太宗が担われる ●受入体制の充実による、新規就農・就業者の確保 ●営農の組織化や法人化、企業等参入の促進による多様な担い手の確保
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ●農業農村整備事業による良好な生産基盤の整備 ●農業経営基盤強化法による農地流動化の円滑化、農地利用集積の促進(H5～) ●米・麦・大豆等を中心とする水田営農システムの確立促進(H19～) ●農地・水・環境保全向上対策(H19～) 	<ul style="list-style-type: none"> ●土地利用型農業での集落等を基礎とした水田営農システムづくりの展開 ●多様な主体による農地等管理の定着 ・認定農業者等の農地シェア: 26% ・集落営農組織: 185組織(296集落) ・ほ場整備率: 83.4% ・農業用水パイプライン化率: 22.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ◆担い手への農地集積の遅れ ◆地域の農地管理・調整機能の弱体化 ◆効率の低い用水管理と、用水路等の老朽化 	<p>地域での農地の効率的な利用や担い手をサポートする農地等管理の仕組み、それらを支える基盤の整備が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集落等の土地利用調整機能の充実・強化 ●農地情報の的確な把握・情報提供による、担い手への農地集積の円滑化 ●多様な主体も参画する農地等適正管理体制の確立 ●基盤整備を通じた、担い手への農地集積のための営農省力化と農地・農業用施設の機能確保
農村活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●山村振興法に基づく山振事業等による地域の活性化と定住の促進(S40年代～) ●都市農村交流の促進(S50年代後半～) ●集落排水整備事業等による生活環境の改善 ●中山間地域等直接支払制度(H12～) ●農地・水・環境保全向上対策(H19～) 	<ul style="list-style-type: none"> ●中山間地域での特産品開発や交流促進等の取組展開 ●農村集落排水整備の一定の進捗 ●条件不利農地の保全や、多様な主体の参画による農地等管理の定着 ・集落排水整備率: 60.3% ・中山間地域等直接支払: 200集落、1,330ha ・農地・水・環境保全向上対策: 307集落、14,734ha 	<ul style="list-style-type: none"> ◆混住化の進展と集落機能の低下 ◆過疎・高齢化による農村活力の低下 ◆多面的機能の持続的発揮への不安 	<p>生産や生活のための基盤の確保・維持とともに、新たなビジネス展開を促進すること等が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活環境や防災対策の充実 ●多様な主体の参画による農地・農業用施設の保全による、多面的機能の維持 ●都市等との多様な交流を通じた、交流人口の拡大 ●農業をベースとした新たなビジネス展開の拡大
獣害対策	<ul style="list-style-type: none"> ●山振事業等による進入防護柵の整備 ●鳥獣害特措法に基づく被害防止対策の枠組み確立 ●追い払い等地域ぐるみによる被害防止対策の提案 	<ul style="list-style-type: none"> ●獣類の生態に基づいた効果的な被害対策手法の確立 ●農水・環境森林両部の獣害対策プロジェクト設置など推進体制の整備 ●獣害につよい地域づくりの取組拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ◆獣害による営農意欲の低下 ◆獣類の生息数や生息域の拡大 	<p>獣害につよい地域づくりの実現に向けて、地域住民による主体的な取組の促進が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●獣害につよい地域づくりの定着 ●農業被害の軽減 ●鳥獣類の生息管理と被害対策の一体的な取組による、野生鳥獣との共生

国の新たな農業政策

農業者戸別所得補償制度

野菜・果樹等の新たな経営安定対策

畜産・酪農の所得補償制度

農山漁村の6次産業化

国の新たな食料・農業・農村基本計画

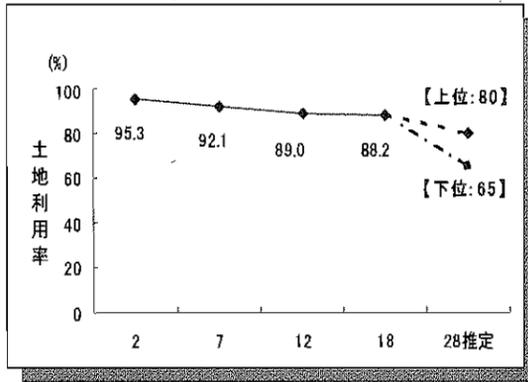
食と農の活力向上に向けた
三重県基本計画

背景となるトレンド

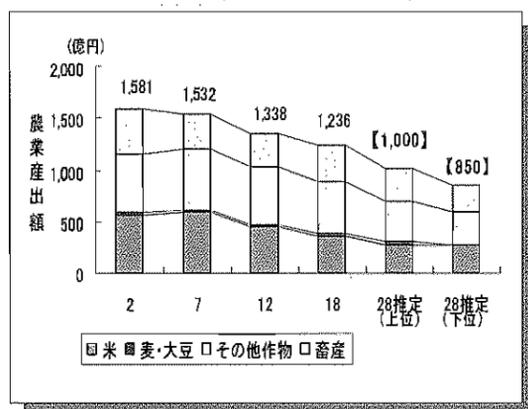
◆県農業の10年後の姿は？

農業従事者の高齢化が進み、このままでは10年後には農地の1/4で耕作者の確保が困難に

①耕地利用率は65~80%に低下



②農業産出額は850~1,000億円程度まで低下



◆国の新しい農政展開に向けた動きが加速

10年後に食料自給率50%の達成が掲げられるとともに、主要作物について農業者戸別所得補償制度の検討がはじめられるなど、今後、農政の大きな転換が予測される。

<国の取組目標イメージ (抜粋)>

食料自給力の強化のための取組と食料自給率50%のイメージ	平成15年度	目標10年度	自給率向上率
米の消費拡大	61kg/人・年	63kg/人・年	+1.3%
米粉の生産拡大	1万トン	50万トン	+1.4%
飼料用米の生産拡大	0万トン	26万トン	+0.1%
小麦(食料用)の生産拡大	91万トン	130万トン	+2.5%
大豆の生産拡大	23万トン	50万トン	+1.0%
野菜の生産拡大	1,242万トン	1,422万トン	+0.5%
牛乳・乳製品の生産拡大 (乳牛の飼料自給率41%)	802万トン	926万トン	+1.5%
油粕の消費抑制 (飼料自給率13%)	14kg/人・年	12kg/人・年	+0.3%
その他(いも類、果実等)			+1.4%
合計			+10.0%

耕地面積	465万ha	462万ha
耕地利用率	93%	110%
供給熱量	2,551kcal	2,480kcal

40% (平成15年度) → +10.0% → 50% (目標10年度)

取組の方向

県民が、安全で安心な食と農業・農村の有する多面的機能の安定的な享受ができる環境を確保するとともに、地域経済の健全な発展が図られるよう、

- ◆農業の持続的な発展
- ◆食料自給力の向上
- ◆元気で魅力ある農村の確立に取り組む。

そのため、消費者との信頼関係を構築するなかで、農業の再生と農村地域活動の革新を基本に、

- 本県農地の大半を占める水田の最大限の活用
- ターゲットを明確にした園芸・畜産産地戦略の展開
- 経営意欲を持った多様な担い手の育成・確保
- 担い手が創意工夫を以て経営展開できる地域環境の創出
- 農商工連携や6次産業化等による付加価値の創出
- 農業・農村の多面的機能の適切な発揮と活用を進めていく。

課題

農業生産面

- 【水田農業】
 - ・基幹作物の米の先行き不透明感
- 【園芸・畜産】
 - ・園芸産地をリードする農家の不在
 - ・全国的な大規模産地を擁していない

農業構造面

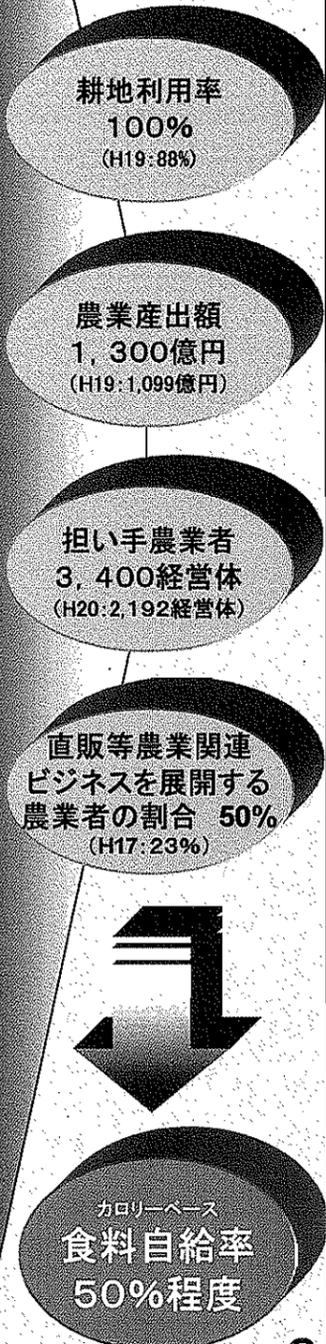
- 【担い手確保】
 - ・農業者の高齢化と急激な減少
 - ・農業を職業として選択できる環境不足から若年層の農業参加が低迷
- 【土地利用】
 - ・集落機能の低下に伴う農地を地域で保全していく意識の低下
 - ・担い手育成や農地集積のための基盤整備の遅れ、施設老朽化の加速
 - ・根強い農地保有意識と新たな農業参加への閉鎖性

農村振興面

- 【農村活性化】
 - ・混住化の進展と集落機能の低下
 - ・農業不振に伴う地域活力の減退
 - ・農村資源を生かし切れない状況
- 【獣害】
 - ・獣害による生産意欲の低下等

目指すべき10年後の姿

分野	【対応方針】	【10年後の姿】
水田農業	耕地の8割弱を占める水田で安定的な経営が展開され、かつ、水田が最大限に利用されることが必要	<ul style="list-style-type: none"> ●県産米の強み（早場、良食味、値頃感）を生かした、需要に応じた主食用米の生産 ●麦、大豆の生産拡大や、新規需要米（米粉やエサ米など）の導入による水田の高度利用 ●集落合意に基づく担い手への農地集積 ●安全・安心農業の定着
園芸・畜産	地域において多様な農業生産に取り組まれるとともに、所得拡大に向けた高付加価値化の取組が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●産地再生戦略の構築と実践による、リーディング産地の確立 ●地域の実状を踏まえた、適量多品目の地産地消費産地の確立とサプライチェーンの構築 ●新たなビジネス展開の拡大 ●安全・安心農業の定着
担い手育成	県農業を支える効率的かつ安定的な経営体を確保するとともに、新規就農等の受入体制の整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的かつ安定的な経営体とこれを補完する地域担い手により、県農業の太宗が担われる ●受入体制の充実による、新規就農・就業者の確保 ●営農の組織化や法人化、企業等参加の促進による、多様な担い手の確保
土地利用	地域での農地の効率的な利用や担い手をサポートする農地等管理の仕組み、それらを支える基盤の整備が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●集落等の土地利用調整機能の充実・強化 ●農地情報的確な把握・情報提供による、担い手への農地集積の円滑化 ●多様な主体も参加する農地等適正管理体制の確立 ●基盤整備を通じた、担い手への農地集積のための営農省力化と農地・農業用施設の機能確保
農村活性化	生産や生活のための基盤の確保・維持とともに、新たなビジネス展開を促進すること等が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●生活環境や防災対策の充実 ●多様な主体の参加による農地・農業用施設の保全による、多面的機能の維持 ●都市等との多様な交流を通じた、交流人口の拡大 ●農業をベースとした新たなビジネス展開の拡大
獣害対策	獣害につよい地域づくりの実現に向けて、地域住民による主体的な取組の促進が必要	<ul style="list-style-type: none"> ●獣害につよい地域づくりの定着 ●鳥獣類の生息管理と被害対策の一体的な取組による、野生鳥獣との共生 ●農林業被害の軽減

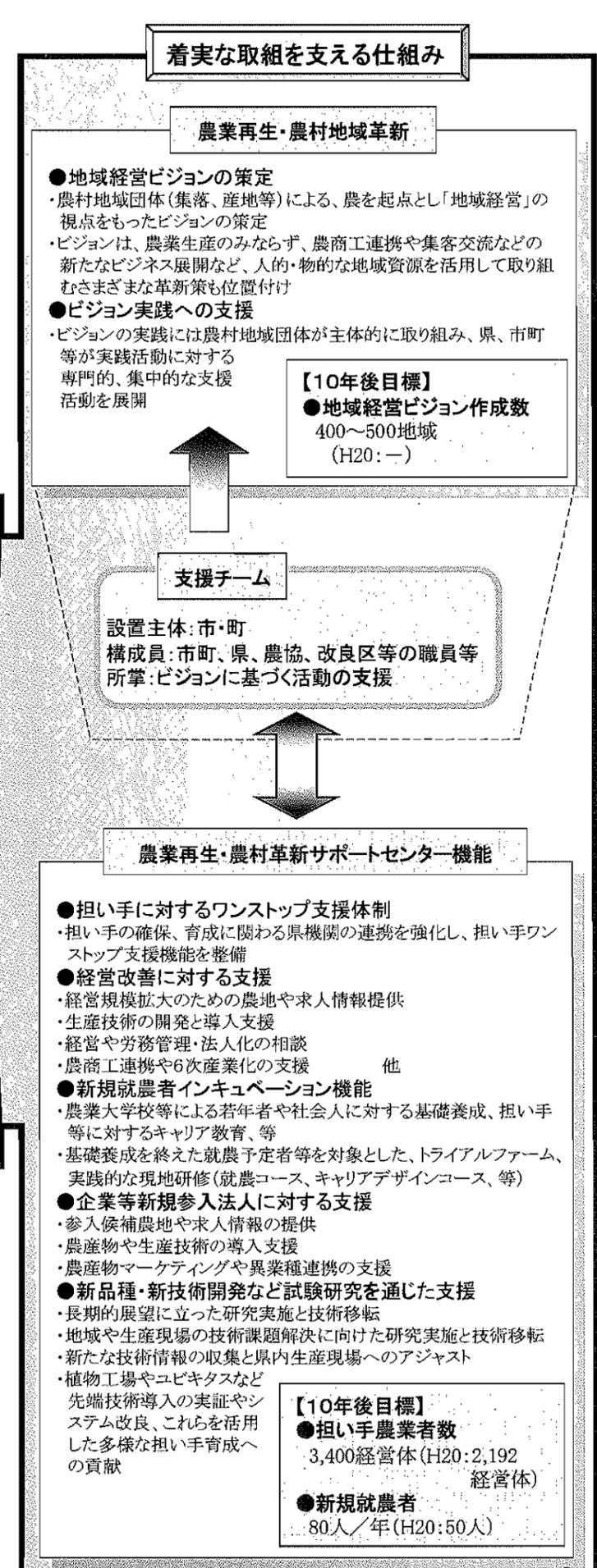


今後の農業政策のあり方検討について（基本的な考え方②）

農業生産の再生	水田農業	<ul style="list-style-type: none"> ●米づくりの再生 <ul style="list-style-type: none"> ・産地戦略の確立、需要に応じた多様な品種の作付[地産地消、業務用、低価格路線] ・麦、大豆の作付拡大[麦:H18から3割増(7千ha規模)、麦跡大豆:H18から倍増(麦の3/4相当)] ・新規需要米の導入[麦大豆不適地を中心に3千ha規模] ●担い手への農地集積 <ul style="list-style-type: none"> ・水田営農システムの確立 [土地利用調整ルールの明確化 1,500集落(農業集落の3/4相当)] ・優良農地の確保や省力化のための農業基盤の整備 [パイプライン化率:33%(H20:22.3%)] ●多様な担い手の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・法人化の促進 新規就農者や企業等参入の円滑化 トライアルファームの開設 ●農地、農業用施設の機能確保 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体による農地保全、施設管理の促進[700集落(H20:394集落)] ・長寿命化のための農業施設の更新[基幹水利施設安全度50%(H20:46%)] 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●米・麦・大豆生産面積 47,000ha(H18:40,000ha) ●認定農業者(26ha~70ha規模)の農地シェア 60%程度(H20:26%) ●集落単位の法人組織 130法人(H20:21法人)
	野菜	<ul style="list-style-type: none"> ●リーディング産地の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・産地強化計画作物(56産地・19品目)の拡大、水田不作付地を活用した野菜生産 ・マーケティング重視の新品種、優良品種の導入 高品質化、低コスト化のための技術開発、普及 ●適量多品目産地育成とサプライチェーン構築 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手による適量多品目産地づくり 地産地消運動と連携したサプライチェーン構築 ●新たな担い手確保のための産地体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農促進のためのリースハウス等の導入 ・技術習得、農地集積の支援体制の構築 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産出額 210億円(H19:165億円)
	果樹	<ul style="list-style-type: none"> ●高品質・高付加価値化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・新品種、優良品種導入 地域ブランドの確立 ●担い手育成体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な担い手育成プログラムの開発、実践と耕作放棄地を活用した新規就農者の育成 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産出額 90億円(H19:87億円)
	花き・花木	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者ニーズを先取りする経営展開 <ul style="list-style-type: none"> ・新品種、優良品種の導入 ・地域イベント等を通じた利用機会拡大やライフスタイル提案、各種PRの実施 ・幅広い情報提供システム(IT活用によるBtoB用の商品カタログの作成等)の構築 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生産額 150億円(H19:129億円)
	茶	<ul style="list-style-type: none"> ●環境に優しい伊勢茶生産の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・伊勢茶GAPの導入促進 製茶工場への衛生管理手法の導入 ・環境に負荷をかけない生産技術の開発、普及 ●経営の合理化、低コスト化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽茶樹の更新(伊勢茶リフレッシュ運動の展開) 茶園流動化の促進 ●戦略的な販売戦略の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・中京圏や輸出等、ターゲットを絞った販売展開 地産地消運動と連携した販売展開 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一番茶の単価(kg当たり) 2,100円(H19:1,830円)
	畜産	<ul style="list-style-type: none"> ●食肉センターを活用した新たな流通の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な流通チャネル(輸出を含む)が展開できる食肉センターの充実 ●人的、組織的ネットワーク構築による耕畜連携の促進 ●環境に負荷をかけない畜産経営づくり ●飼料自給率の向上 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水田での飼料生産面積 2,800ha(H20:253ha)

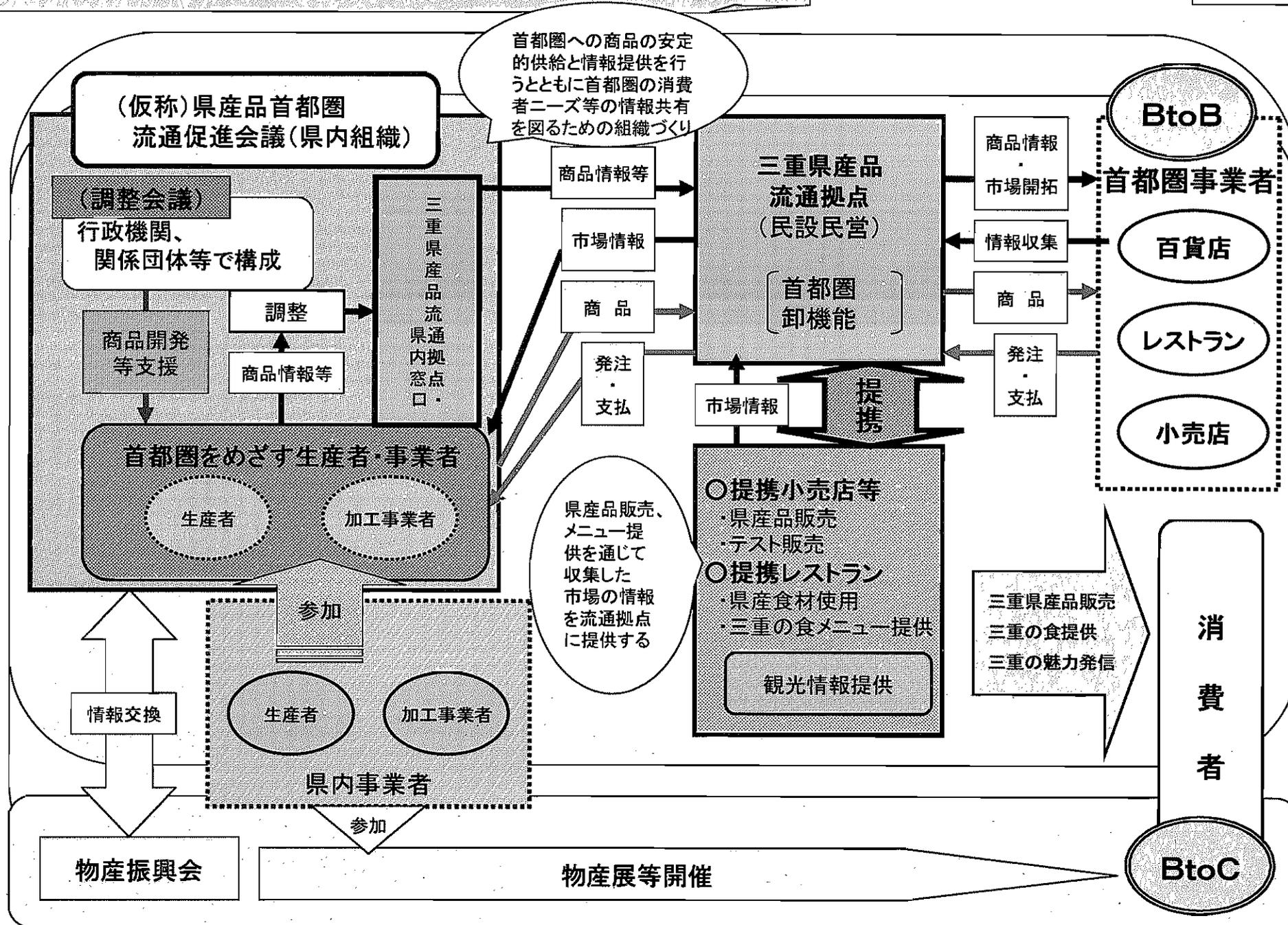
農村活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●農村生活環境基盤の維持向上と農業・農村防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水の整備 ・洪水防止対策の推進、集落道路、防火水槽等の整備 [洪水防止安全度:83.3%(H20:78.5%)] ●多面的機能の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・農地、農業用施設の保全活動の促進 [集落ぐるみの多様な保全活動の展開 700集落(H20:394)] ・農村景観資源、農村文化の保全活動の促進 [農の風景保全活動の展開 28地域(H20:15地域)] ・中山間地域等直接支払制度による農地保全 [1,360ha、205集落(H20:1,330ha、200集落)] ●獣害対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体的な役割を果たす獣害について地域づくりの促進 ・野生鳥獣の生息管理と被害防止対策の一体的な推進、推進体制の確立 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●農業集落排水整備率 83.1%(H20:60.7%) ●集落ぐるみの保全活動展開 700集落(H20:394集落) ●地域ぐるみ獣害防止取組 300集落(H20:16集落)
-------	--	---

県民への価値提供の高度化	安全・安心農業生産、食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●食の安全・安心を確保する生産管理への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・GAP管理手法の定着[産地における実施率 100%] ・生産履歴トレーサビリティシステムの構築 ●環境に配慮した持続可能な生産への取組 <ul style="list-style-type: none"> ・たい肥活用を中心とした土づくりの推進 [麦・大豆等作付水田における土づくり実施率 60%] ・パイプライン化の推進による水資源の効率的利用 [パイプライン化率 33%(H20:22.3%)] ・効率的な施肥・防除による投入資源の有効利用 ●安全・安心と環境を守る取組への理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・みえの安心食材表示制度の普及拡大および生産者と消費者とのコミュニケーション強化 ・地域密着の適量多品目産地の育成による農産物の安定供給 ・農業の持つ多面的機能に対する県民理解の促進 ●食育・地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消ネットワークみえを核とした県民運動の定着、拡大 ・家庭、学校等における食事バランスガイドの普及、実践 ・みえの伝統的食文化の継承活動の促進 ・学校給食における地域食材活用の促進 ・農や食に関する体験学習の促進 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心生産に取り組む産地割合 8割(H19:1割) ●学校給食における地域食材の使用割合(食材数ベース) 30%(H19:22.3%) ●三重県産品を意識して購入する人の割合 70%(H20:37%)
	付加価値の創出	<ul style="list-style-type: none"> ●ブランド化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・三重ブランド認定と県産品等イメージアップ戦略の展開 ・ブランド化を目指すリーディング産地と産地改革リーダーの育成 ●農商工連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地物一番事業者と生産者をつなぐアグリビジネスクラスターの形成 ・食品関連事業者への地域食材情報提供、マッチング機能強化 ・地域農産物の高付加価値化に取り組む事業者の支援 ●6次産業化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・生産から販売までの一貫した高付加価値化に取り組む農業者の支援 ●販売戦略の高度化 <ul style="list-style-type: none"> ・高付加価値農産物の多様なチャネルによる販売展開 ・みえ地物一番の日など、地産地消をベースとした消費者と生産者のコミュニケーション強化による県内産品購買の促進 ●交流型産業の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンツーリズムやコミュニティビジネスの育成 [心豊かな里づくりネットワーク登録100地域(H20:79地域)] ・学校や企業等との教育連携の促進 	<p>【10年後の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●三重ブランド等品目数 6品目(H20:3品目) ●直販等農業関連ビジネスを展開する農業者の割合 50%(H17:23%) ●主要交流施設利用者数 420万人(H20:408万人)



首都圏における三重県産品の流通促進のしくみ

別添2

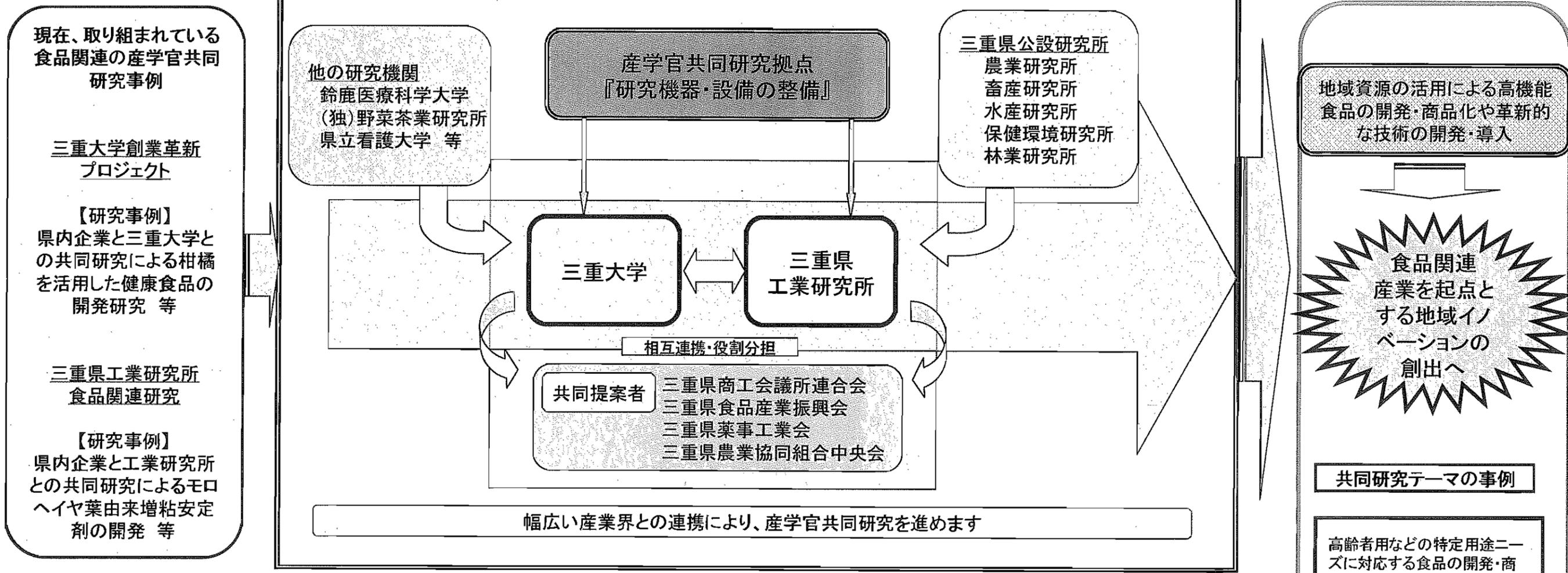


地域産学官共同研究拠点整備事業

「食発・地域イノベーション創出拠点」における産学官共同研究の進め方

本拠点の役割

○県内の食品関連産業界の活性化を図るため、県内の多様な地域資源に着目し、食品素材となる地域資源の探索・機能評価から食品加工技術の高度化・製品評価までの一連の食品関連研究を産学官連携で進めるコア拠点となります。



現在、取り組まれている食品関連の産学官共同研究事例

三重大学創業革新プロジェクト

【研究事例】
県内企業と三重大学との共同研究による柑橘を活用した健康食品の開発研究等

三重県工業研究所食品関連研究

【研究事例】
県内企業と工業研究所との共同研究によるモロヘイヤ葉由来増粘安定剤の開発等

地域資源の活用による高機能食品の開発・商品化や革新的な技術の開発・導入

食品関連産業を起点とする地域イノベーションの創出へ

共同研究テーマの事例

高齢者用などの特定用途ニーズに対応する食品の開発・商品化

疾病予防効果を有する機能性食品の開発・商品化

食品の革新的品質保持技術の開発・導入

地域産学官共同研究拠点整備事業

研究機能別に機器・設備を適切に配備し、円滑な産学官共同研究を実現

◎事業費合計 4.5億円 (研究機器・設備整備費)

三重大学
基礎研究分野(天然資源の探索・評価等)に要する「機械・設備」を整備

○整備予定機械の一例
「液体クロマトグラフ質量分析計」「におい識別装置」等

三重県工業研究所
応用研究分野(加工・品質高度化等)に要する「機械・設備」を整備

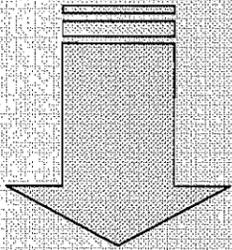
○整備予定機械の一例
「CAS冷凍庫」「動的粘弾性解析装置」等

素材探索・機能評価・素材活用 → 加工技術・製品評価・品質高度化

三重県観光振興プラン(H16~25)による取組

~3つの構造変革~

- ① 新しいツーリズムへの対応
- ② 観光産業の高付加価値化への対応
- ③ 多様な主体による観光地づくりへの対応



目標年次(H25年・遷宮年)における三重県観光のめざすべき姿

- (1) 独自の歴史・文化の保存や環境の保全に配慮しつつ、県内の地域資源が最大限に活用されている。
- (2) 訪れる人々が安心して観光を楽しめるよう配慮されている。
- (3) 観光産業が三重県経済におけるリーディング産業になっている。
- (4) 地域の特性に応じて、持続可能な自立的な個性的な観光地づくりが進められている。
- (5) 観光振興が県民生活の向上と一体的に展開されている。

三重県観光を取り巻く環境の変化

- <国における法制度等の整備>
- VJC(ビジット・ジャパン・キャンペーン)の推進(H15~)
 - 観光庁の設置(H20.10)
 - 観光立国推進基本計画の策定(H19)
 - 観光圏整備法(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律)(H20)

- <対外的要因による三重県への影響>
- 経済不況による観光需要の減少
 - 高速道路料金の特別割引による観光行動の変化
 - インターネット等の普及によるPR手法及び予約方法等の多様化
 - ミシュランガイドの伊勢志摩の高評価による知名度のアップ
 - 中国における個人向け観光ビザの解禁による個人旅行の増加の動き

伊勢神宮「式年遷宮」の諸行事の開催
「熊野古道伊勢路」世界遺産登録5周年

三重県観光のあり方の検討
県民参画による観光まちづくりの視点が必要!

観光振興条例(仮称)の制定に向けた検討

条例制定の意義

- 「県民一人ひとりが三重県への誇りと愛着を培い、それぞれの立場で、来訪者をあたたかく迎える」という県民の共通意識の醸成を育む基盤とする。
- それぞれの主体の役割を明らかにし、県民の主体的な参画を得ながら、遷宮後もにらんだ今後の方向性を定める基盤とする。

観光振興プラン 第2期戦略 3つの戦略と現在までの取組成果

<戦略1> 三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘客戦略

- 「三重＝自然」から「歴史・文化」「食」の新たなイメージ発信
- 首都圏、関西圏、中部圏、県内、遠隔地、海外のエリアごとの情報発信
- 三重県観光販売システムズによる商品造成・販売の仕組みづくり

<戦略2> 多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり

- 観光プロデューサーのノウハウを生かした地域の観光魅力づくり
- 医療、健康、農林水産業等の観光産業の連携強化
- 「三重ブランド」「みえ地物一番」による県産品の魅力づくり

<戦略3> 観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備戦略

- 景観法、景観ガイドラインに基づく街道やまちなみの整備
- 外国語版パンフレットの作成やホームページの多言語化
- 伊勢神宮内宮周辺でのパーク&バスライドによる交通対策

観光構造変革のさらなる推進

遷宮後も持続する強靱な観光構造へ

【現在の条例検討状況】

- 既に制定している県に対する調査
- 有識者からの意見の聴取

【今後の進め方】

- 県民アンケート、パブリックコメント等の実施
- 市町、関係団体、民間事業者等との意見交換や産学官の有識者等からなる検討委員会の設置